

事前手続が不要！ いつでもできるスマホアプリ納付

令和4年12月1日から、スマホアプリで国税の納付が可能となりました。国税の納付手段を確認しつつ、スマホアプリ納付の概要をご案内します。

国税の納付

国税は、申告した納税額をその申告に係る納付期限までに自ら納付しなければなりません。下表Aの中から自ら選択して納付手続を行います。

納付手続別の利用割合

納付手続別の令和3年度分の利用割合が、令和4年8月に国税庁から公表されています。これによると、下表Bのとおりです。キャッシュレス納付割合は、32.2%でした。

【A. 国税の納付手続・納付方法・納付手続に必要となるものの一覧】

| 納付手続 | 納付方法 | 納付手続に必要となるもの |
|----------------------|--|--|
| 窓口納付 ※金融機関や税務署の窓口 | 金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法 | ● 納付書（金融機関の窓口で納付する場合） |
| コンビニ納付（QRコード） | コンビニエンスストアの窓口で納付する方法 | ● コンビニ納付用QRコード |
| コンビニ納付（バーコード） | | ● バーコード付納付書 |
| 振替納税 | 預貯金口座からの振替により納付する方法 | ● 振替依頼書の提出 |
| クレジットカード納付 | 「国税クレジットカードお支払サイト」を運営する納付受託者（民間業者）に納付を委託する方法 | ● クレジットカード ● 決済手数料 |
| スマホアプリ納付 | 「国税スマートフォン決済専用サイト」を運営する納付受託者（民間業者）に納付を委託する方法 | ● スマートフォン |
| 電子納税 | ダイレクト納付 | ● e-Taxの開始届出書の提出 ● ダイレクト納付利用届出書の提出 |
| | インターネットバンキング等 | ● e-Taxの開始届出書の提出 ● インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 |

出典：国税庁HP「[手続名] 国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）」一部編集

【B. 国税の納付手続別利用割合（令和3年度）】

| 納付手続 | | | 利用割合 | 納付手続 | | | 利用割合 | |
|-------------|---------------|------|-------|-----------|------------|--------------|-------|-------|
| キャッシュレス納付以外 | 窓口納付 | 金融機関 | 60.5% | キャッシュレス納付 | 振替納税 | | 12.6% | |
| | | 税務署 | 2.1% | | クレジットカード納付 | | 1.5% | |
| | コンビニ納付（QRコード） | | 1.5% | | 電子納税 | ダイレクト納付 | | 5.5% |
| | コンビニ納付（バーコード） | | 3.6% | | | インターネットバンキング | | 12.6% |

出典：国税庁HP「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について 令和3年度分（令和4年8月）」一部編集

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

スマホアプリ納付

国税の納付手続のうち、スマホアプリ納付は令和4年12月1日からスタートした、新しい納付手段です。

(1) 利用できるスマホアプリ

利用できるスマホアプリは、次の6つとなっています。

- PayPay
- d払い
- au PAY
- LINE Pay
- メルペイ
- Amazon Pay



(2) 特徴

主な特徴は、次のとおりです。

- 一度の納付での利用上限金額は30万円※
※利用するアプリの設定上限により利用可能額が制限される場合あり
- 決済手数料不要
- 事前の手続不要
- 領収証書は発行されない

利用上限額は、コンビニ納付と同様の30万円です。クレジットカード納付とは異なり、決済手数料が不要な点が特徴の1つといえます。また、電子納税のような事前の手続が不要な点は利便性があるといえるでしょう。

(3) 手続の流れ

手続の流れは、次のとおりです。

① 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- e-Taxを利用して申告した場合
メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス

- 国税庁サイトからアクセスする場合
「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス

② 納付手続

① 決済専用サイトトップ

注意事項を確認し、「次へ」をタップ

② 支払方法の選択

利用するPay払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップ

③ 納付情報(氏名等)の入力*

画面に従い氏名等を入力し、「次へ」をタップ

④ 納付情報(税額等)の入力*

画面に従い税額等を入力し、「次へ」をタップ

⑤ 入力内容の確認、納付

入力した内容を確認し、「納付」をタップ
→ 選択したPay払い(〇〇ペイ)が起動

⑥ 完了

選択したPay払い(〇〇ペイ)にて支払(決済)後、「納付手続の完了」画面が表示されたら、手続は完了

※一定の場合には納付情報が引き継がれるため入力不要

参考: 国税庁HP「[手続名] スマホアプリ納付の手続 リーフレット」一部編集

財務省は令和7年度までにキャッシュレス納付割合を40%とする目標を掲げています。スマホアプリ納付が追加されたことで、目標達成に近づくことはできるでしょうか。

参考: 国税庁 HP

「[手続名] 国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)」<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>

「[手続名] スマホアプリ納付の手続」https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm

「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について」https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_202208riyozyokyo.htm